

## 平成28年あきる野市農業委員会 12月総会議事録

平成28年12月22日(木)午前9時00分、平成28年あきる野市農業委員会12月総会は、あきる野市役所別館3階、第1会議室において開催された。

出席委員は次のとおりである。

平野正延・笹本輝明・田中正治・中村義明・堀江建夫・田中英雄・小川金二・田中建治・  
甲野富和・橋本和夫・谷澤俊明・森好雄・坂本博・宮崎恒雄・栗原晋二・小山弘光・  
松村敏郎・栗原剛

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 伊藤修 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 野口創、舟崎悠美

### 議事日程

- |       |  |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について                  |
| 第2号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について               |
| 第3号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について    |
| 第4号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について                  |
| 第5号議案 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |

開会 午前9時00分

(事務局長) 皆様、おはようございます。暮れのお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。定刻若干前ですが、ただ今から平成28年あきる野市農業委員会12月総会を開催させていただきます。今年も早いもので残すところ1週間弱という事になっております。この1年間無事に何事もなく、問題もなく、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。それでは今年最後の会議になりますが、お手元の総会日程に沿って進めたいと存じます。初めに平野会長からご挨拶を頂戴いたします。

(会長) (省略)

(事務局長) ありがとうございました。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、11月29日に農業委員会活動推進フォーラムに出席をいたしました。12月1日、平成28年度全国農業委員会会長代表者集会に出席をいたしました。12月16日、常設審議委員会に出席をいたしました。12月21日、笹本職務代理と〇〇〇〇さんが東京都指導農業士の認定式に出席をいたしました。諸報告は以上です。それでは本日の署名委員は田中建治委員と甲野委員です。よろしくをお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございました。ここで議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくをお願いいたします。

(議長) はい。それでは本日の出席委員は18名となります。過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の1ページをご覧くださいと思います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。平成28年12月22日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上です。

(議長) はい。それでは収受129について、担当の松村委員、説明をお願いいたします。

(松村委員) はい。では説明します。(第1号議案・収受129 朗読)

7ページをお願いします。去る19日に事務局と堀江委員と現地を確認して来ました。場所はこの市役所の東側の道路で、市役所から100メートルくらい行った所を左に曲がって、地図に図書館と書いてありますが、今はシルバーセンターの事務所になっております。そこから約△△△メートルぐらい北に行った△側の所です。この場所はですね、面積はちょっと狭いのですが、道路側に桑の木、また、草で耕作は全然できていません。この右側が〇〇さんの畑で、〇〇さんがここを取得する事によって、営農拡大にもなると思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

(議長) はい。ただ今、事務局と松村委員からの説明が終わりましたが、質問がありましたら、お願いします。

(小山委員) 譲受人ですけれども、□□に住んでおられて●●歳という事で、面積は少ないし、継続している所が自分の畑という事で便利になると思うのですが、なんせ●●歳という年齢で

すね、それを更に耕していくとなると、ちょっと家族でやるとか、そういう特殊な何か事情が・・・本人がやるには●●歳となるとですね、かなり厳しいんじゃないかと思いますので、その辺の事情をちょっとお聞かせいただきたいのですが。

(事務局) 今回の案件なのですが、少し少ない土地という所で、この7ページの地図を見ていただいて、今回の対象地の東側の所に昔は道が走っていたと。曲がった道が入っていて、この道路を整備するに当たって、まっすぐにするために、譲渡人の△△さんの土地をまっすぐ通させてもらって、このように分かれてしまったと。残っている土地が狭小になってしまったので、△△さんの方については桑が植わっていて、ほとんどできる状態ではない状況で、この東側にある〇〇さんの方で使ってもらえないかという事で、土地の売買のお話になったようです。どちらにしても、このままでは△△さんは使えないですし、〇〇さんの方も面積要件はあるので問題は無く、もし面積要件が無くても、〇〇さんしか買い受けができない状況なので、買い受けする事については問題ないだろうという事で、事務局も話を受けました。〇〇さんの経営状況なのですが、〇〇さんと奥さんとその他に常時一緒にやっていただける方を雇用してやっていますので、特段問題はないのかなと思います。

(議長) はい。他に質問は？

(田中建治委員) 私もこの道は通るのですが、この地図で見ると限りでは隙間があって、古い道の跡か、何かあるのでしょうか？

(事務局) 公図上は土地の右側に道が入っているので、こちらにも道路があるように見えますが、実際は道路としては使われていないので、そのまま畑の地続きで使える状況にはなっています。

(田中建治委員) 1枚の畑として？

(事務局) このまま、こちらを買い受けしてもらえれば、1枚で使える状況にはなっています。

(田中建治委員) はい、分かりました。

(議長) はい。何か他には？・・・□□さんが借りていましたよね？

(事務局) はい。一応、〇〇さん、今回、面積が●, 0 0 0 m<sup>2</sup>となっていますが、□□さんが1反ちょっと、利用集積で貸していただいているのと、あと新規就農の■ ■さんが引田の方で1反ちょっとお借りしている、市の方でいろいろお願いして貸していただいているという経過もあるのですが、その分は面積を除外させていただいております。元々●, 0 0 0 m<sup>2</sup>近く持っている方で、利用集積の分を除外しても●, 0 0 0 m<sup>2</sup>、福生に1反近く、あとあきる野の分を足して●, 0 0 0 m<sup>2</sup>はありますので、要件は満たしております。

(議長) 何か他に質問はありますか？・・・あの、本人も今日来ていますよね？

(事務局次長) はい。呼んでおります。

(議長) よろしいですか？入ってもらっても？・・・では入っていただいて・・・。

(〇〇〇〇氏入室)

(〇〇〇〇氏) おはようございます。〇〇と申します。どうぞよろしく申し上げます。

(議長) どうも〇〇さん、ご苦勞様です。確認なのですが、(住所 朗読)

〇〇〇〇さんでよろしいですか？

(〇〇〇〇氏) はい。間違いありません。

(議長) はい。〇〇さんに入っていましたけど、質問のある方・・・〇〇さん、ちょっと、ここを買う件について、理由と言うか、説明をお願いしたいのですが。

(〇〇〇〇氏) はい。畑が道路に接していないもので、今の旧道の所を通らせていただくような状態で、できれば道路に接した土地に欲しいなと考えております。

(議長) これで、今、残された旧道がありますね。あの土地についてはどういう風にするつもりですか？

(〇〇〇〇氏) まあ、それを是非、払い下げただけのものならば・・・払い下げただけならば、道路に接すると考えていますから。

(議長) 払い下げてもらおうという考え方でいいですか？

(〇〇〇〇氏) はい。

(議長) 随分、新しい今の道路ができてから、その旧道が残された経過が経っていますけれども、その理由というのは、〇〇さんは、どうして今になってね、こういう形で買い求めると言うか・・・

(〇〇〇〇氏) それはその、買ってくれないかというお話がきたもので、じゃあ是非買わせてくださいという事で、そのお話が入りましたので。

(議長) 当初新しい道路ができた時には、なかなか難しかったという事なのですか？残されてしまってもちょっと困るなど思ったので。そういう理由はなかったのですか？旧道を残したままにしてという話、〇〇さんの方で・・・

(〇〇〇〇氏) 旧道があるのは図面を見て買った時から承知はしていたのですが・・・

(議長) これ、〇〇さんはいつ頃買ったのですか？

(〇〇〇〇氏) もう、10年前くらいですね。

(議長) ああ、そうですか。その当時ですと、もうちょっと理由は分からないですね。はい。他に何か質問はありますか？・・・よろしいですか？〇〇さん、今時間を取らせていただいたのですが、その旧道が残された経過が分からなかったものですから、〇〇さんの方でも10年くらい前に買ったという事だと、これは分からないでしょうから、せつかくこの土地を買われるのならば、旧道の方も払い下げて、要望があるという事なら是非・・・

(〇〇〇〇氏) はい。そう考えています。

(議長) はい。分かりました。では何とか土地を上手に〇〇さんの方で使ってもらって、やっただけであればいいかなと思います。ではもう1度〇〇さんの方から、今買う土地と道路に関しては買いたいという希望があるという事を、確認を私達はしたいので、ちょっと話をさせていただいて。

(〇〇〇〇氏) はい。是非、道路に接していないと出入りもなんだか心苦しいような気分です。是非、こういう話が出たところで、道路に接しているところを買わせていただいて、また旧道になっている図面上残っている土地も是非買わせていただければありがたいと、そういう風に考えております。

(議長) はい。分かりました。では買っていただいてきちんと畑の方もやっていただけるという事で、よろしいですね？

(〇〇〇〇氏) はい。

(議長) はい。どうも今日は長い間ご苦勞様でした。どうもありがとうございます。

(〇〇〇〇氏) では、よろしく願いいたします。

(〇〇〇〇氏退室)

(議長) はい。質問はありますか？

(谷澤委員) 今、旧道の方は国が持っているという事で、これを所有権移転と一緒に国の旧道の部分も一緒に手続きはできるのですか？

(事務局長) できません。

(谷澤委員) できない？どっちかが遅れる？

(事務局長) 国の方が遅れると思います。

(谷澤委員) そうすると、結局、土地の状況・・・使えない状況は変わらないですよ？

(事務局長) 今、現況は、私もちょっとどうなっているのか分からないのですが、道の形態はないと思うんですよ。

(谷澤委員) ああ、すでに畑として使っているという事ですか？

(事務局長) ですよ？道の形態ってないですよ？

(堀江委員) 道はなかったですよ。桑が植わってたんですね。そこだけ段がちょっと高くなっていて、そこからストンと落ちたところは畑しかなかったですね。道自体は確かなかったと思います。

(松村委員) なかったです。耕作してあるような感じで、道路には見えないです。あと地図を見ると北側もそうでしょうね。そこもこの地主さんが耕作しているように見えました。

(事務局長) 谷澤委員がおっしゃっているその同時というのは、多分不可能だと思います。今日の会議の中で許可が下りた後に、まずこの土地の所有権移転をして、今度国交相の払い下げの手続きは、そこが市の認定道路のままになっているかというのがありますし、認定されているとまず廃止の議会の承認を得ないといけないんです。そののちに今度国の財務省、国交省とのやり取りになりますので・・・

(谷澤委員) それでどれくらい掛かるのですか？

(事務局長) 多分1年くらい掛かると思います。

(中村委員) 払い下げは申請から1年掛かります。

(事務局次長) 実際この土地を購入すれば、旧道の東西の畑がご本人のものになりますので、通行は可能かと思えます。

(議長) 他には？・・・では、よろしいですか？

それでは、收受129の案件について、農地法3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、許可することにいたします。続きまして第2号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、2ページをご覧いただければと思います。第2号議案、農

地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。平成28年12月22日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。

(議長) はい。それでは経由14を担当の宮崎委員、説明をお願いいたします。

(宮崎委員) はい。(第2号議案・経由14 朗読)

案内図は8ページになります。五日市の街から小和田橋を渡りまして、その先の十字路を○に曲がったすぐの所です。これまでは、冬はノラボウ、夏はカボチャ等ですね、毎年家庭用の野菜が作付けされておりました。現状は残渣が全部片付けられて草も取り終えられて、きれいになっているところですよ。以上です。

(議長) はい。それでは転用理由書を……。

(事務局) はい。では転用理由書を読み上げます。(転用理由書 朗読)

以上です。

(議長) はい。ただ今、事務局と宮崎委員から説明をいただきましたが、何か質問がございましたらお願いします。

(小川委員) ちょっとよろしいですか？今、土地が市街化区域の所にあるけれども、と……？

(事務局) いや、持っておりませんという事で。

(小川委員) あ、持ってないのですね。

(事務局) はい。お父さんの土地がここの所と、あと山の方に、もう山林化しているところが2筆、小さいのがあるぐらいしか、他には土地は持ってないという事です。

(小川委員) はい。分かりました。

(議長) 他には？

(甲野委員) あの、本家というのは、この周りにあるのですか？

(事務局) 本家はこの地図の右側の、○○○○と書いてある、これは多分先代の名前がそのまま住宅地図で残っていると思うのですが、こちらが本家です。

(甲野委員) その、子供さんという事ですか？

(事務局) そうですね。娘さんですね。

(甲野委員) はい。分かりました。

(議長) 他には？よろしいですか？

それでは質問がないようなので、経由14について、農地法第5条の規定による許可申請については、これを相当と認め、進達することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、進達することに決定いたします。続きまして第3号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、3ページをご覧くださいと思います。第3号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。

平成28年12月22日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。  
(議長) はい。それでは番号1の淵上分を担当の橋本委員、説明をお願いいたします。

(橋本委員) はい。(第3号議案・番号1 朗読)

地図は9ページになります。場所は西秋留小学校からやや南に行ってから左の方に、〇〇〇〇に向かって下りて行く途中の所でございます。15日に連絡をいただきまして、近所なので私が見に行きますという事で、事務局なしでしたが、見に行きまして。この場所はサマーランドからちょうど崖のすぐ上になります。下側の秋川に向かってサマーランドから下の方は10メートルほどの高さの崖になっております。この畑のすぐ北側に〇〇さんの自宅がございまして、その目の前で直売と言うか、コイン野菜売り場みたいな形でやっております。それで畑の方は今、収穫が終わりまして、インゲンの苗が少し植えてあります。あとは周りは耕作してございます。以上です。

(議長) はい。続いて、秋川分を担当の坂本委員、説明をお願いします。

(坂本委員) はい。(第3号議案・番号1 朗読)

ここにつきましては、滝山街道を秋川駅から北の方に行きまして、〇〇の斜め西側と言いますか、北向かいの所でございます。今ほとんど収穫が終わったところですね、一番西の隅の方に何柵かネギが作ってあって、あとはきれいに耕耘されておりました。現状はきれいに耕作されておりますけれども、今のところはネギが何柵か作ってあるだけでございます。以上でございます。

(議長) はい。ただ今、事務局と橋本委員、坂本委員から説明をいただきましたが、何か質問がありましたらお願いします。

(甲野委員) 畑がかなりあるようですが、直売所の会員なのですか？

(橋本委員) いいえ、違います。

(甲野委員) では、その、家の前で販売しているだけですか？

(橋本委員) 元、牛屋さんだったのですが、周りからクレームと言うか、苦情がありまして、普通の農家に。年齢も年齢なので会員さんになるのはやめて、自宅周りで100円ショップのような感じでやっているようです。

(議長) よろしいですか？

(甲野委員) はい。

(議長) 他にはよろしいですか？

それでは、番号1の〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、決定をいたします。次に番号2、担当の森委員、説明をお願いします。

(森委員) はい。(第3号議案・番号2 朗読)

地図につきましては11ページをご覧ください。この地図の上の方が北側に位置しています。大きな目印は私立東秋留小学校ですね。その脇を入りますと〇〇〇があるのですが、その〇〇

○の裏手の方に、住宅に囲まれた奥まった所に畑がございます。一番南の手前にはキウイや葉物野菜等の生産を行なっております。今残っているのは、まだダイコンが収穫しきれっていないのがある、それからコマツナ等ですね、野菜が作っております。半分以上はもう収穫したあとかなという状況でございます。ここはいつも葉物野菜が生産されている状況でございます。若干収穫のあとは手が入っておらず、一応作っているという事でございます。よろしくご審議をお願いします。

(議長) はい。ただ今、森委員から説明をいただきましたが、質問がありましたらお願いします。・・・  
よろしいですか？

それでは質問がないようなので、番号2の○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、決定をいたします。続いて番号3について、担当の小山委員、説明をお願いいたします。

(小山委員) はい。ご説明いたします。(第3号議案・番号3 朗読)

地図は12ページ、13ページでございます。まず12ページの○○-○ですが、現地確認は19日、野口主任と一緒に現地を確認して参りました。場所は、地図の真ん中にあるのが永田橋通りで、縦に走っているのが公民館通りで、これを北にまっすぐ行って、その先に慈勝寺というお寺があるのですが、その途中の○側でございます。現地は現在はダイコン、ハウレンソウ、ネギが栽培されておまして、ピーマンの収穫跡が残っています。他は耕作されてございます。通常の耕作は十分されているという所でございます。それから次の13ページをご覧くださいと思います。△△-△でございますが、地図の真ん中辺りにスーパーのいなげや草花店がありまして、この先、この通りをずっと行きますと羽村大橋を渡って羽村の方へ行くのですが、その途中にある畑です。現地は栗林になっておまして、かなり大きなもう20年くらい経っている栗が20数本、植わってしまして、下の方もいががほとんど残ってなくて、きれいに刈られておりますので、特に問題ないだろうと思います。以上でございます。

(議長) はい。ただ今、小山委員から説明をいただきましたが、何か質問がありましたらお願いします。

それでは質問がないようなので、番号3の○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、決定をいたします。続いて番号4、担当の中村委員、説明をお願いいたします。

(中村委員) はい。それではご説明いたします。(第3号議案・番号4 朗読)

案内図は14ページです。場所は武蔵増戸駅の南、ファインプラザの信号がございます。そこを左にずっと入って行きますと、増戸小学校の方へ行く通りなのですが、信号から○○○メートルくらいの所に畑がございます。作物は現在はネギを作っております。夏はスイカとかいろいろ物を作っておりますが、今はネギを作っております。以上です。



(議長) はい。ただ今、中村委員から説明をいただきましたが、何か質問がございましたらお願いします。

それでは質問がないようなので、番号4の〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、決定をいたします。続いて番号5、担当の笹本職務代理、説明をお願いいたします。

(笹本職務代理) はい。それでは番号5を説明させていただきます。(第3号議案・番号5 朗読)  
案内図につきましては、お手元の資料の15ページと16ページになります。12月19日に事務局同伴で現地の調査をさせていただきました。最初に15ページをご覧ください。申請地は下の方に多西橋と書いてございますが、その右側の上に行きますと多摩橋、多摩川に架かっております多摩橋がございまして、その上流、数百メートル上の河岸段丘の上になります。すぐ多摩川に落ちるような数十メートル上になりますけれども、ここは現在申請人の自分のところで食べるような秋作のネギ等々が作付けされておりました、きれいに管理されておりました。又、次の16ページをご覧ください。こちらは平井川の平高橋の北東側になりますが、ここは〇〇番の右側に集合住宅がございまして、そこから3尺の道を入った突き当りのような場所で、この集合住宅からは3メートル程度上がった丘の上になります。ですからここはあまり野菜の作付けには適していないようで、現在は栗が植栽されておりました、相当年月が経っておりまして、枯れている場所もありますが、枯れているところには栗がまた捕植されておりました、下には栗のいが等々もよく処分されて、また草刈りもされておりました。3筆ありますが、全部全般的によく管理されていると思いますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

(議長) はい。ただ今、笹本職務代理から説明をいただきましたが、何か質問がございましたらお願いします。

それでは質問がないようなので、番号5の〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、決定をいたします。続きまして第4号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の5ページをご覧くださいと思います。第4号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。平成28年12月22日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。

(議長) はい。それでは番号1を担当の坂本委員、説明をお願いいたします。

(坂本委員) はい。(第4号議案・番号1 朗読)

地図は17ページをご覧くださいと思います。19日に事務局と一緒に現地を確認して参りました。場所につきましては、睦橋通りと圏央道が南北に走っておりまして、その交差点

の所に東リースというリース会社があるのですが、そのリース会社の〇側の方でございます。現況につきましては畑の南側の方が、2割くらいですかね、お茶が植わっておりまして、あとブロッコリーとかネギが作ってありまして、その他につきましてはきれいに耕耘されております。以上でございます。

(議長) はい。ただ今、事務局と坂本委員から説明をいただきましたが、質問がありましたらお願いいたします。

それでは質問がないようなので、番号1の〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、証明することに決定をいたします。続いて番号2を担当の栗原剛委員、説明をお願いいたします。

(栗原剛委員) はい。(第4号議案・番号2 朗読)

地図の右下の方に武蔵五日市駅があります。場所的にはちょっと説明が難しいのですが、五日市駅の裏、少し高くなっている丘の方になってくるのですが、駅の北側にあります郵便局の脇の道からずっと奥の方に入って行って、ちょっと脇道に入った所にあるのですが、現状はちょうど畑の真ん中あたりに長ネギやホウレンソウが今は植えてあります。その他はですね、おそらく夏野菜、何か作られていたのではないかと、うねを立てた跡はあったのですが、現在作物自体は片付けられているような状態でありました。基本的には管理されていると思います。一応ご本人様には12月6日に事務局と面談をして参りました。●●歳という事でまだお若いのですが、ご自分で耕作するのはもうちょっと難しいという事と、娘さんもお仕事をされていて出来ないという事でございます。現地の方は19日に事務局と一緒に確認をさせていただいております。以上です。

(議長) はい。それでは、栗原委員から説明をいただきましたが、何か質問がある方は？

(甲野委員) あの、持分2分の1という事なのですが、この2分の1の方が故障で、半分という事ですか？全部？

(事務局) 主たる従事者としては、〇〇〇〇さんが今までずっとやられてきていたので、その1人ですね。元々が平成4年に相続されているんですね。ご主人がもう若くして亡くなられて、そのまま法定相続で奥さんと、娘さんがまだ小さい時に相続していましたので、その後はずっと奥さんがやられているような状況でした。今回もう、この春くらいから腰と膝が悪く、杖をつけて歩かれているような状況でして、栗原委員と面談に行ってもちょっと厳しい状況でしたので、故障という事で話を受けさせていただきました。

(甲野委員) はい。分かりました。

(事務局長) 今、要するに、この面積が〇〇〇㎡ですよ？生産緑地は500㎡以上だから、これをちょっと説明してもらえますか？

(事務局) はい。18ページのこの場所の東側に3筆くらいですかね、あると思いますが、そこも生産緑地の指定になっておりますので、今までその一団で生産緑地として、ここは500㎡ないですけども、一団なので要件が満たされておりました。今回ここが外れても東側の部分につ

いては1,000㎡以上ありますので、そのまま生産緑地の・・・

(議長) それは本人が持っているのですか？

(事務局長) いや、集団登録です。

(事務局) 集団で、他の人が持っています。

(議長) はい。質問はありますか？

それでは質問がないようなので、番号1の〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、証明することに決定をいたします。続きまして番号3、担当の笹本職務代理、説明をお願いいたします。

(笹本職務代理) はい。(第4号議案・番号3 朗読)

面談につきましては、都市計画、また農林課の事務局の方と12月1日に面談を行ないました。案内図につきましてはお手元の資料の16ページになります。現地調査につきましては、12月19日に事務局同伴で行って来ました。自宅につきましては〇〇〇の突き当たり、平沢から草花へ入ってくる突き当たりのところが自宅でございます、自宅の裏側、1段上がった所に畑がございまして、現在は自家消費程度露地野菜が作付けされておりました。以前はファーマーズセンターにも加入しておりまして、耕作は一生懸命この畑でやっております、主たる従事者の証明につきましては何ら問題はございませんが、症状につきましては、申請人の書類がございまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局) はい。それでは補足で、診断書の方でございますが、(診断書 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。ただいま、笹本職務代理から説明をいただきましたが、何か質問がありましたら、お願いします。

それでは質問がないようなので、番号1の〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、証明することに決定をいたします。続きまして第5号議案、事務局、説明をお願いします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の6ページをご覧くださいと思います。第5号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。平成28年12月22日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。

(議長) はい。続いて番号1を担当の堀江委員、説明をお願いします。

(堀江委員) はい。(第5号議案・番号1 朗読)

地図の19ページをご覧ください。19日に松村委員と事務局の野口さんと現地確認をして参りました。場所はファーマーズセンターの200メートルほど〇側で、五日市街道の〇側にな

ります。もうすでにきれいに耕耘してありまして、一部マルチを敷き始めてあって、いつでもできる状態になっていました。〇〇君は新規就農者でファーマーズセンターにも出荷しています。以上です。よろしくお願いします。

(議長) はい。ただいま、事務局と堀江委員から説明をいただきましたが、何か質問がありましたらお願いします。

(笹本職務代理) いいですか？あの、利用権を設定する方が2名で住所も違うのですが、賃借料はどちらに払うのでしょうか？ちょっと細かい話なのですが。

(事務局) 賃借料の方ですが、これは△△△△さんの方にお支払するという事で話し合いがついていますので、おそらくそこから各々持分で分けるのではないかと思います。手続き上は〇〇さんから△△△△さんの方に支払う事になっています。

(小川委員) 〇〇君はこれで何㎡になるのですか？

(事務局) 今までが〇〇〇〇㎡ありまして、ここで△△△△㎡ですので、合計で□□□□㎡という事で、□反□畝近くですね。

(小川委員) はい。分かりました。

(議長) 他には？

(栗原晋二委員) この持分の1,511分の1,181と1,511分の330というのは、何か理由があるのですか？

(事務局) これは、そうですね、謄本を見ると昭和55年の時に△△△△さんのご主人ですかね、□□□□さんと■■■■さん、多分ご兄弟で相続されたんじゃないかと思います。その持分については当事者に聞かないと・・・ちょっとそこまでは申し訳ありませんが、分からないですね。

(議長) 他には？

それでは質問がないようなので、番号1について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、決定することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、決定することにいたします。続いて番号2、担当の甲野委員、説明をお願いいたします。

(甲野委員) はい。それでは説明いたします。(第5号議案・番号2 朗読)

地図は最後の20ページをご覧ください。12月19日に事務局と私で現地を見に行つて参りました。場所は一番下の方にあるのが五日市街道なのですが、そこに〇〇〇〇〇〇がありまして、そのほぼ真北ぐらいの、上ノ台の一連の農地でございます。〇〇番の土地のすぐ右側にハウスの絵が描いてありますが、これは〇〇さんのハウスが隣にありまして、この土地は事実上地続きになっております。その畑につきましてはブロッコリーとホウレンソウが栽培されていて、きれいに畑を利用されているようでしたので、何の問題もないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

(議長) はい。ただいま、甲野委員から説明をいただきましたが、何か質問がありましたらお願いします。

(谷澤委員) これは更新という事なんですよ？これ1枚〇〇〇〇㎡のうち△△△△㎡という事で、〇〇さんあたりだと結構やっているのもっと借りてもいいのではと思うのですが、これは何か意味があるのですか？

(事務局) そうですね。元々5年前ですかね、最初の契約の時に所有者の方とお話した中では、とりあえずこのくらいでというお話で、今回の更新の時にも増やすというお話までには至らなかったようで、今回はそのまま更新という形になりました。

(谷澤委員) あと、残っている部分は・・・？

(事務局) ご本人様できれいに管理されております。

(議長) 他には？・・・よろしいですか？

それでは質問がないようなので、番号2について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、決定することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、決定することにいたします。続きまして専決の報告を、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局) はい。それではただ今より、平成28年あきる野市農業委員会12月の総会専決処理の報告をさせていただきます。

**(専決報告 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。それでは、以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。次回の総会ですが、1月27日(金)、午後に視察研修を予定しておりますので、午前9時00分から、あきる野市役所5階、503会議室です。案件によっては開始時間を遅らせるかも知れませんが、その際にはまたご連絡いたします。よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午前10時38分